

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 沼田市

| | 区分 | 事業名称 | 融資・助成の対象となる(工事)内容 | 対象(者)要件 | 限度額 | 融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率) | 融資期間 | 申請/募集時期 | 募集枠 | 担当課 | 電話番号 (申込・問合せ先) | HP掲載(リンク先) | その他 |
|---------------------------------------|----|--------------------------|---|---|---|-----------------------------|------|--------------------------------|--------|---------|--------------------------|---|---------|
| リフォーム資金 (高齢者住宅改修費助成事業 等) | 助成 | 介護保険の住宅改修 | 手すりの取り付け 段差解消 滑りの防止、移動の円滑化などのための床又は通路材の材料変更 引き戸などへの扉の取り替え 洋式便器などへの便器の取り替え 上記改修にともなって必要となる工事 | 介護保険の要介護認定で、要支援1・2の人、要介護1～5と認定された人 | 補助対象工事費用の10分の9。(一定以上の所得者は10分の8、現役並みの所得者は10分の7) ただし、一人につき18万円を限度額とする。(一定以上の所得者は16万円、現役並みの所得者は14万円) | - | - | 随時 | - | 介護高齢課 | 0278-23-2111 (内線)3146 | https://www.city.numata.gunma.jp/life/fukushi/kai_gohoken/index.html | |
| リフォーム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改修費助成制度等) | 助成 | 重度身体障害者住宅改修の助成 | 補助対象者が居住する住宅の浴室、便所、玄関、台所等の改造とする。ただし、改造は当該年度内に開始し完了するものでなければならない。 | 市に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民票に記載されている者又は外国人登録法の規定により本市の外国人登録原票に登録されている者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。(1) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、かつ、身体障害者福祉法施行規則による次のいずれかに該当する障害者又はその障害者と世帯を同一にするもの。ア 下肢の障害で1級及び2級の者、イ 体幹の障害で1級及び2級の者、ウ 下肢及び体幹の障害で1級及び2級の者、エ 視覚の障害で1級の者、オ 上肢の障害で1級及び2級の者(ただし、それぞれの上肢に4級以上の障害がある者とする。)(2) 世帯構成員の当該年度の市町村民税所得割額の合計額が16万円未満である住民票上の同一世帯に属する者(ただし、交付決定時において当該年度の市町村民税額が確定していないときは前年度の市町村民税所得割額とする。 | 補助対象事業経費の6分の5とする。ただし、1世帯につき50万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。 | | | 随時 | 予算の範囲内 | 社会福祉課 | 0278-23-2111 (内線)3108 | http://www.city.numata.gunma.jp/life/fukushi/sho_gaisha/service/1002472.html | |
| 合併処理浄化槽設置費 | 助成 | 沼田市浄化槽設置事業費補助金 | 合併処理浄化槽の設置に要する費用 | 沼田市浄化槽設置事業費補助金交付要綱のとおり ・下記の(1)(2)の地域条件に該当していること (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の11第1項の事業計画に定められた予定処理区域以外の区域 (2) 地域し尿処理施設及び農業集落排水施設等の生活排水処理施設整備事業で整備されている区域以外の区域 ※上記の区域外でも、一部対象区域あり(上記区域外の場合は問い合わせ下さい) ・専用住宅に処理対象人員50人以下の浄化槽を新規設置又は転換設置すること ・建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第5条第1項の規定に基づく設置の届出を行い浄化槽を設置すること ・補助事業期間内に浄化槽の設置を行うこと ・専用住宅の建築物から出る排水を処理するために浄化槽を設置すること ・市税等を滞納していないこと ・その他市長が不適当と認める者に該当しないこと 等 | 【新設】 5人槽:138,000円 6～7人槽:173,000円 8～50人槽:225,000円 【転換】 5人槽:374,000円 6～7人槽:456,000円 8～50人槽:555,000円 ※転換設置の場合は、上記転換設置補助額に加え別途宅内配管補助金(宅内配管に係る工事に対して上限30万円)が対象となる。 | | | 随時 (受付は受付開始日から当該年度の12月末日まで) | 予算の範囲内 | 上下水道整備課 | 0278-23-2111 (内線)4131 | http://www.city.numata.gunma.jp/life/suido/gesui/1002550.html | |
| 単独浄化槽及び汲み取り槽撤去費・再利用費 | 助成 | 群馬県浄化槽エコ補助金 | 単独浄化槽又は汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に要する撤去または再利用費 | 沼田市浄化槽設置事業費補助金を転換設置にて交付決定された方の内、宅内配管補助金の対象とならない方で、単独浄化槽又は汲み取り槽から一定の条件を満たした合併処理浄化槽へ転換する人。 | 1基10万円 | | | 随時 (受付は受付開始日から当該年度の12月末日まで) | 予算の範囲内 | 上下水道整備課 | 0278-23-2111 (内線)4131 | http://www.city.numata.gunma.jp/life/suido/gesui/1002550.html | R5までの事業 |
| 住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助 | 助成 | 沼田市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金 | 沼田市内において、自ら居住する住居に対象システム【太陽光発電システム・太陽熱利用システム・家庭用燃料電池システム(エネファーム)・定置用リチウムイオン蓄電池システム・エネルギー管理システム(HEMS)・地中熱利用システム・木質ペレットストーブ】を新たに設置する方 | ・市内で自ら居住する住宅に未使用の対象システムを設置する方。または、居住実績のない対象システム付き住宅を購入し、自ら居住する方 (※併用住宅の場合は、半分以上が住宅であること。集合住宅は対象外) ・令和6年3月20日までに、対象システムの設置を完了させ、実績報告書の提出ができる方 ・過去に同一の対象システムで市の補助金を受けていない方 ・世帯の全員が市税等の滞納がないこと ・太陽光発電システムについては太陽電池モジュールの公称最大出力合計値またはパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方が10kw未満であること | 太陽光発電(1kwあたり1万5千円、上限7万円)、太陽熱利用(設置費用の1/10以内、上限自然循環型2万円、強制循環型4万円)、家庭用燃料電池(エネファーム)(設置費用の1/10以内、上限8万円)、定置用リチウムイオン蓄電池(1kwhあたり1万円、上限5万円)、HEMS(設置費用の1/10以内、上限1万円)、地中熱利用(設置費用の1/10以内、上限10万円)、木質ペレットストーブ(設置費用1/10以内、上限5万円) | | | 工事着工前/令和5年4月1日～予算終了まで | 予算の範囲内 | 環境課 | 0278-23-2111 (内線)3071 | https://www.city.numata.gunma.jp/life/kankyo/taivoko/1003684.html | |
| 生ごみ処理機設置費 | 助成 | 生ごみ処理機購入奨励費交付事業 | 生ごみを乾燥、発酵、分解等により処理し、堆肥化又は減量化することを目的とする生ごみ処理機であること。 | ・沼田市に住所を有し、居住している者とする。 ・一世帯に対して同一年度に1基とする。 ・事業所で使用するもの又は事業用のごみを処理するものについては交付対象としない。 ・原則、販売店以外で購入したものについては交付対象としない。(個人売買など) | 生ごみ処理機の本体価格の2分の1の金額(100円未満は切り捨て)とし、その額が20,000円を超える場合は、20,000円 | | | 随時 | 予算の範囲内 | 環境課 | 0278-23-2111 (内線)3074 | https://www.city.numata.gunma.jp/life/kankyo/torikumi/kyogikai/1002516.html | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------|------------------------------|--|---|--|---|--|---------------------------------------|--------|---------|--------------------------|---|--|
| 生垣設置費 | 助成 | ・生け垣奨励事業 ・壁面等緑化奨励事業 | ・生け垣奨励事業：自己管理の敷地内で公衆道路に面した場所に、植栽延長3メートル以上の花木の植栽を新たに設置するもの。 ・壁面等緑化奨励事業：公衆道路に面した壁面に沿って植栽延長3メートル以上または植栽面積3平方メートル以上の花木の植栽(プランター植栽含む)を新たに設置するもの。 上記の設置に必要な器具、用具、肥料等の購入費 | 沼田市民、事業者、市内に土地・建物を所有する者、市税を滞納していない者 ただし、壁面等緑化奨励事業については「沼田市緑の基本計画」で定める「緑化重点地区」に限る。 | 補助の対象となる費用の10分の9以内で限度額が3万5千円(器具、用具等については補助対象事業費の3分の1以下であること) | | | 随時 | 予算の範囲内 | 都市計画課 | 0278-23-2111 (内線)4123 | https://www.city.numata.gunma.jp/life/kankyo/ryo-ka/1002440.html | |
| 耐震診断費 | 助成 | 沼田市木造住宅耐震診断者派遣事業 | ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) ②平屋建て又は2階建てのもの ③在来軸組工法で建築したもの | 対象住宅の所有者かつ居住者 市税の滞納がない者 | 無料(ただし、耐震診断者の交通費相当額を負担) | | | 令和5年4月17日～ | 3戸 | 建築住宅課 | 0278-23-2111 (内線)4112 | https://www.city.numata.gunma.jp/life/sumai/taishin/1002556.html | |
| 耐震改修費 | 助成 | 木造住宅耐震改修補助事業 | ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) ②在来軸組工法で建築した平屋建て又は2階建てのもの ③個人が所有し、かつ、居住の用に供しているもの ④耐震診断の結果「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの | 対象住宅の居住者(所有者)又は耐震改修工事後居住するもの 世帯員の中に市税等を滞納している者がいないこと 世帯員の中に暴力団員がいないこと | 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額以内とし、100万円を限度とする。 | | | 令和5年4月17日～ | 2戸 | 建築住宅課 | 0278-23-2111 (内線)4112 | https://www.city.numata.gunma.jp/life/sumai/taishin/1002557.html | |
| 耐震改修費 | 助成 | 木造住宅耐震改修補助事業(耐震シェルター等設置工事補助) | 高齢者のみが居住する住宅又は障害者が同居する住宅で下記の条件を満たすもの ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) ②在来軸組工法で建築した平屋建て又は2階建てのもの ③個人が所有し、かつ、居住の用に供しているもの ④耐震診断の結果「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの | 対象住宅の居住者(所有者)又は耐震改修工事後居住するもの 世帯員の中に市税等を滞納している者がいないこと 世帯員の中に暴力団員がいないこと | 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、30万円を限度とする。 | | | 令和5年4月17日～ | 1戸 | 建築住宅課 | 0278-23-2111 (内線)4112 | https://www.city.numata.gunma.jp/life/sumai/taishin/1007580.html | |
| 転居費 | 利子補給 | 沼田市都市計画事業の施行に伴う移転等資金の利子補給 | 都市計画事業の施行に伴い移転が必要となり金融機関から資金の融資を受けた者 | 街路事業、公園事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業により移転が必要になり、家屋の新築、増築、改築、購入、借入や土地の購入、権利変換や営業再開などの資金を金融機関から融資を受けた者 | 借入金のうちの600万円以内について、毎年金融機関に支払うべき利子算出に係る元本に対して当該元金の償還に係る約定利率(最高限度 年5%)に1/2を乗じて得た額を限度とする。 | 約定利率の1/2 (最高限度 年2.5%) | 60ヶ月以内 | 都市計画事業の契約後、資金の融資を受けた後(事業契約後、1年以内) | | 都市計画課 | 0278-23-2111 (内線)4121 | https://www.city.numata.gunma.jp/iigyosha/machi/toshikeikaku/1002008.html | |
| 水洗便所改造資金 | 融資 | 水洗便所改造資金貸付事業 | 家屋の新築以外で新規に汲み取り便所または浄化槽の便所を下水道に接続するときの、排水設備工事 | 家屋の所有者またはその同意を得た使用者であること 貸付を受けた資金の償還能力があること 市税及び下水道受益者負担金(農集排分担金)・上下水道使用料等を滞納していないこと 確実な連帯保証人がいること(申込者と居住・所在地が別の市民又は市内法人で、本人と同様返済能力があり、市税等の滞納がないこと) | 実際にかかる金額以内で、かつ、当該工事1件につき40万円以内 | 無利子、ただし水洗化の期限(3年)を過ぎていない場合は、上下水道整備課に相談必要。 | 貸付を受けた翌月から40か月以内の均等償還(原則として1回1万円)※期限内において繰上償還可能。 | 随時 | 予算の範囲内 | 上下水道整備課 | 0278-23-2111 (内線)4131 | http://www.city.numata.gunma.jp/life/suido/gesui/1002549.html | |
| 住居費、リフォーム費用、引越し費用 | 助成 | 沼田市結婚新生活支援補助金 | 住居費 ・結婚を機に市内で新居となる住宅を取得(新築・購入・建替え)またはリフォームした場合の費用(リフォームについては婚姻日から起算して1年以内に支払った費用とし、修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする) ・結婚を機に市内で新居となる住宅を賃借した場合の費用(家賃・礼金・敷金・共益費・仲介手数料) ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除く引越し費用 ・結婚に伴う引越しの費用(引越し業者や運送業者に支払った費用) ※自ラレンタカーを借りて引越した場合の費用は非対象 ※令和5年4月1日から令和6年3月31日に支払った費用を対象とする。 | 次の(1)～(8)をすべて満たす世帯が対象 (1)令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された世帯 (2)交付申請時に、夫婦の双方または一方が、市内の補助金の対象となる住居に居住し住民登録をしている (3)婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下 (4)夫婦の令和4年分(令和5年4月から令和5年5月までの間に申請する場合は令和3年分)の所得の合計額が500万円未満の世帯 ※貸与型奨学金を返済している場合は返済額を所得から控除できる (5)沼田市の市税等の滞納がない (6)他の公的制度による家賃補助等を受けていない (7)過去にこの要綱に基づく補助を受けていない (8)沼田市暴力団排除条例に規定する暴力団員でない | 1世帯あたり、夫婦双方が29歳以下は60万円、夫婦双方が39歳以下は30万円を上限とする。 | | | 令和5年4月1日～ 令和6年3月31日 ※申請前に相談ください | | 子ども課 | 0278-23-2111 (内線)3124 | https://www.city.numata.gunma.jp/life/kosodate/1004142/1006965.html | |